

石綿含有仕上塗材廃棄物のうち、汚泥に該当する場合の取扱いに係る申出書
(産業廃棄物最終処分業者・産業廃棄物処理施設設置者 用)

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

石綿含有仕上塗材が廃棄物となったもののうち、泥状を呈するものの取扱いについて、下記のとおり申し出ます。

記

1 申出を行う者の産業廃棄物処分業許可及び産業廃棄物処理施設設置許可について

処分業許可番号	第 号
処理施設設置許可番号	第 号
現許可で取扱える 産業廃棄物の種類 (該当するものに○)	(特別管理産業廃棄物) ・ 廃石綿等 (普通産廃) ・ 汚 泥 ・ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) ・ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)

2 汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含む。) *を取り扱う予定があるか。(いずれかに○)

※ 石綿含有仕上塗材廃棄物のうち、高圧水洗工法や剥離剤併用等により除去されたもので泥状を呈しているもの

ある

・

なし

(添付書類もあわせてご提出ください。)

(→以上で終了です。)

【添付書類】

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）の保管施設に関する書類
… 汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）の保管を伴わない場合は提出不要です。
- (3) 最終処分場の技術上の基準への対応状況を示す書類
… 過去に申請等された書類であって、その内容に変更が生じない場合は省略することができます。その場合は、別紙を提出してください。
- (4) その他知事が必要とする書類

(別 紙)

添付書類の省略について

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

【産業廃棄物処理施設】

産業廃棄物処理施設に係る書換交付の申出にあたって、下記の添付書類については、

- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設（ 新規・変更 ）許可申請書
- ・ 年 月 日付けで提出した産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

の内容と変更がありませんので、添付を省略します。

- 産業廃棄物処理施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書（処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類）及び処理施設に関する書類